

(請 求 人) 様

湧別町監査委員 水 野 豊

湧別町監査委員 下 田 英 人

住民監査請求の却下について (通知)

令和 6 年 6 月 6 日付けで提出のありました湧別町長刈田智之氏に係る告訴措置請求につきましては、下記のとおり地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適格であるため却下します。

記

第 1 請求の要旨

山本栄子議員が共同経営者となっている北湧印刷が湧別町から地方自治法第 92 条の 2、地方自治法施行令第 121 条の 2 で定める 300 万円を超える 4,383,949 円の印刷業務を請け負っている。

- ①インボイス未登録の令和 5 年 10 月 1 日以降湧別町から印刷業務として受注した消費税 37,600 円の返還について山本栄子議員に請求する。
- ②違法に支出された 300 万円を超えた差額 1,383,949 円のうち消費税を含む付加価値部分の損害額について、山本栄子議員に弁済を請求する。
- ③地方自治法に抵触していることを知りながら印刷業務を受注し、刑法第 246 条の「人を欺いて財物を交付させた者」に該当するため、湧別町長刈田智之氏に刑事告訴を請求する。

第 2 却下の理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関または職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限ることとし、当該地方公共団体の損害の防止、補てんを目的とするものである。

- ①②請求先である山本栄子議員は上記記載の「地方公共団体の執行機関または職員」にはあたらないことから、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。
- ③請求にある刑法による告訴は、地方自治法に規定する住民監査請求にて判断するものではないことから、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。